

# 増改築のお客さま

## 非課税での手続きのご案内

財形住宅を適格に払い出す方法は、勤労者財産形成促進法により次の2通りが認められています。

### 1. 工事終了後に1回で払い出す方法

次の必要書類をすべて準備のうえご請求ください。

▶残高以内かつ千円単位で工事費用金額までご請求いただけます。

必要書類	支払請求書【目的払出】または【目的解約】	
	①工事請負契約書（コピー） ②住宅の登記事項証明書の写し（コピー可） ③住民票の写し（コピー可） ④確認済証 または 検査済証 または 増改築等工事証明書（いずれもコピー可） 75万円超 100万円以下の工事については、施工業者による「増改築等工事完了届」（原本のみ）でも可	
※注意※	工事費用が残高よりも <small>小額</small> の場合	工事費用金額まで「払出し」
	工事費用が残高よりも <small>高額</small> の場合	全額「解約」
工事終了後1年以内にご請求ください。		

### 2. 工事前後で1回ずつ2回に分けて払い出す方法

(1) 次の必要書類を準備のうえご請求ください。

▶残高以内かつ千円単位で工事費用金額までご請求いただけます。

工事前	必要書類	支払請求書【目的払出】	
		①工事請負契約書（コピー）	
※注意※		工事費用が残高よりも <small>小額</small> の場合	工事費用金額か残高の9割のいずれか低い額まで「払出し」
		工事費用が残高よりも <small>高額</small> の場合	残高の9割まで「払出し」

(2) 次の必要書類を準備のうえご請求ください。

工事後	必要書類	支払請求書【目的払出】または【目的解約】	
		②住宅の登記事項証明書の写し（コピー可） ③住民票の写し（コピー可） ④確認済証 または 検査済証 または 増改築等工事証明書（いずれもコピー可） 75万円超 100万円以下の工事については、施工業者による「増改築等工事完了届」（原本のみ）でも可	
	※注意※	工事費用が残高よりも <small>小額</small> で すでに全額を払出済の場合	残りの「必要書類②③④のみ提出」
		工事費用が残高よりも <small>小額</small> で 残りの工事費用を請求する場合	残りの工事費用金額を「払出し」
工事費用が残高よりも <small>高額</small> の場合		全額「解約」	
(1)の払出しから2年以内かつ工事が終了した日から1年以内のいずれか早い日までに提出、または請求してください。			